

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年岩手県条例第38号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法等)

第2条 条例第6条第3項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第6条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第6条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第3条 条例第6条第6項の規則で定める電磁的方法は、次に掲げる電磁的方法とする。

(1) 前条第1号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 前条第2号に掲げる方法

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第4条 条例第15条第2項に規定する介護支援専門員が行う指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身の状況、その家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活の全般を支援する観点から、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動により提供されるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者又はその家族に対して、地域における指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供すること。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

(5) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(6) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活

全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成の時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (7) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者（条例第25条第3項に規定する担当者をいう。以下同じ。）と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (11) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。
- ア 少なくとも1月に1回は、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録すること。
- (12) 介護支援専門員は、次に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が、法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が、法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (13) 第1号から第9号までの規定は、第10号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (14) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (15) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする法第7条第3項に規定する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行することができるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (16) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護（法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。）、通所リハビリテーション（同条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。
- (17) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限り当該居宅サービス計画に当該医療サービスを位置付けるものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合において当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重して当該居宅サービス計画に当該指定居宅サービス等を位置付けること。
- (18) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護（法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。以下同

じ。)又は短期入所療養介護(同条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を位置付ける場合には、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与(法第8条第12項に規定する福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を位置付ける場合には、利用者が福祉用具貸与を受けることの妥当性について検討した上で当該居宅サービス計画に当該利用者が福祉用具貸与を受けることが必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受けることの必要性について検証した上で継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときはその理由を当該居宅サービス計画に記載すること。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売(法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売をいう。以下同じ。)を位置付ける場合には、利用者が特定福祉用具販売を受けることの妥当性について検討した上で当該居宅サービス計画に当該利用者が特定福祉用具販売を受けることが必要な理由を記載すること。

(21) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス(法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)若しくは地域密着型サービス(同条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。)の種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨(法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、当該記載の内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

(22) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)に対し当該利用者に係る必要な情報を提供する等指定介護予防支援事業者との連携を図ること。

(23) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から法第115条の23第3項の規定に基づく法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(事業の運営についての重要事項)

第5条 条例第20条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録等の整備)

第6条 条例第31条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第10号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 利用者ごとに作成する次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
- (3) 条例第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第28条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 条例第29条の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、条例第32条に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。